

# 給与事務担当者研修会資料

(単身赴任手当)

教職員課調整班学校給与グループ

## 目 次

### 第1 単身赴任を新規に認定する場合

1 公署を異にする異動等	単赴	1
2 住居の移転	単赴	1
3 配偶者との別居	単赴	2
4 やむを得ない事情	単赴	3
5 通勤困難	単赴	4
6 単身生活を常況	単赴	5
7 配偶者の単身赴任手当等受給の有無	単赴	5
8 手当額の算出 (権衡職員)	単赴	6

### 第2 単身赴任の実情に変化があった場合

1 配偶者等との別居の状態が引き続いて いるか	単赴	9
2 通勤困難な状況が引き続いて いるか	単赴	9
3 単身で生活することを引き続き常況と しているか	単赴	10

### 第3 質疑応答

1 単身赴任手当の支給の原因となる転居 の範囲	単赴	11
2 やむを得ない事情の判断の時点	単赴	11
3 やむを得ない事情が複数ある場合	単赴	11
4 単身赴任手当の支給要件喪失による取 消の手続き	単赴	11
5 通勤距離60キロメートル未満である 場合の通勤時間の算定方法	単赴	11
6 職員に更に異動があり、距離要件を満 たすようになった場合	単赴	12
7 転居後の本人住居⇔勤務公署と配偶者 住居⇔勤務公署の距離が同程度の場合	単赴	12

### 参考資料

1 再任用職員に対する単身赴任手当の支給	単赴	13
----------------------	----	----

## 単身赴任手当（条例 § 14）

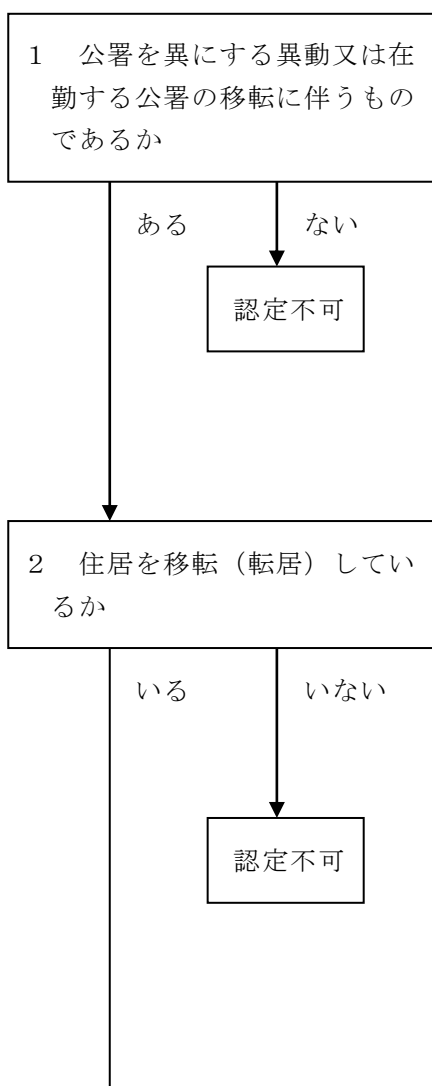
### 第 1 単身赴任を新規に認定する場合

#### 単身赴任職員の要件

- ① 公署を異にする異動等に伴い、
  - ② 住居を移転し（転居）、
  - ③ 同居していた配偶者と別居し、その状態が引き続き、
  - ④ その別居に当たってやむを得ない事情があり、
  - ⑤ 異動等に伴う転居、別居の時点で、当該異動等の直前の住居から通勤することが困難である職員のうち
  - ⑥ 単身で生活することを常況とし、
  - ⑦ 現在も配偶者の住居から通勤することが困難という状態にある職員
- ①から⑤までの要件を全て満たす職員が、合わせて⑥及び⑦にも該当する場合について、その間手当が支給されることとなる。

単身赴任手当を新規に認定する場合には、次の全ての要件を確認しなければならない。

※ なお、要件を満たしていなくても、権衡職員として認定できる場合もあるので、確認すること。



#### 1 公署を異にする異動等

手当の対象となる単身赴任は公署を異にする異動又は出勤する公署の移転に伴うものであることが必要となる。

異動等を契機とせず、全く個人的な事情に基づいて職員が配偶者と別居した場合には、手当の支給対象とはならない。

「採用」については、「異動」には含まれない。

**権衡職員** 1、2（P 6）参照

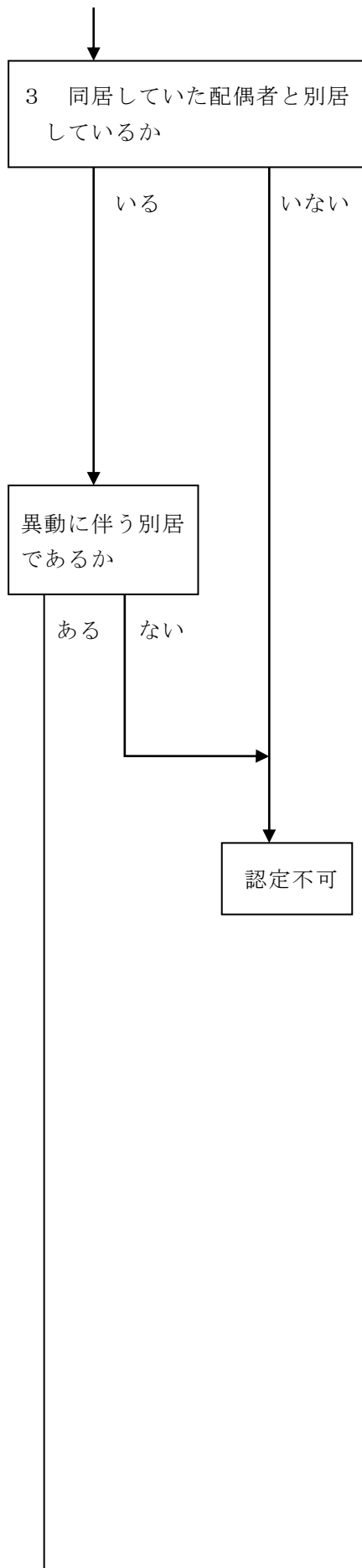
#### 2 住居の移転

異動等に伴い住居を移転（転居）していることが必要である。

必ずしも時間的同時性を必要とせず、異動後直ちに転居せず、遠距離通勤をしていたが、疲労が強いとの理由で、転居、別居することとなった場合は、異動とその後の因果関係が認められる場合には「異動に伴い」に含まれる。（原則として異動後 1 か月以内）

**確認書類**

職員の住民票



### 3 配偶者との別居

異動等に伴い、同居していた配偶者と別居することが必要である。

異動等の前に、異動等とは全く関わりのない個人的な事情に基づいて既に配偶者と別居していた場合には対象にならない。

配偶者との別居は異動等に伴う転居によるものである必要があり、この転居と別居は、同時期に一連の行為として生じることが必要である。

#### 確認書類

職員、配偶者等の住民票（※ただし、住民票を添付することができない場合にあつては、配偶者等との別居の状況が明らかとなる書類。）

※このただし書きは、単身赴任手当創設時に既に単身赴任であった者を認定する際の取扱いである。

権衡職員 3、4（P6）参照

- 4 配偶者との別居について次のやむを得ない事情があるか
- ① 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること
  - ② 配偶者が学校教育法第一条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること
  - ③ 配偶者が引き続き就業すること
  - ④ 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること
  - ⑤ 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に掲げる事情に類する事情

ある

ない

認定不可

※下線部の説明は  
単赴8ページに記載

#### 4 やむを得ない事情

職員が同居していた配偶者と別居することとなるについては、その別居について「やむを得ない事情」があることが必要である。

規則 § 2

運用. 規則 § 2関係. 2、規則 § 8関係. 3

配偶者が異動等の前に職員と同居していた住居に留まらず、職員の転居と同時に別に転居する場合においても、就業している配偶者が職員の異動と同時期に転勤命令を受けたことにより職員と同時に転居し、別居した場合などは、「やむを得ない事情がある」と認められる。

この「やむを得ない事情」は、異動等に伴い配偶者と別居する際に必要とされる要件であり、その後別居中において認められた事情がなくなっても、そのことをもって手当が支給されなくなるということはない。

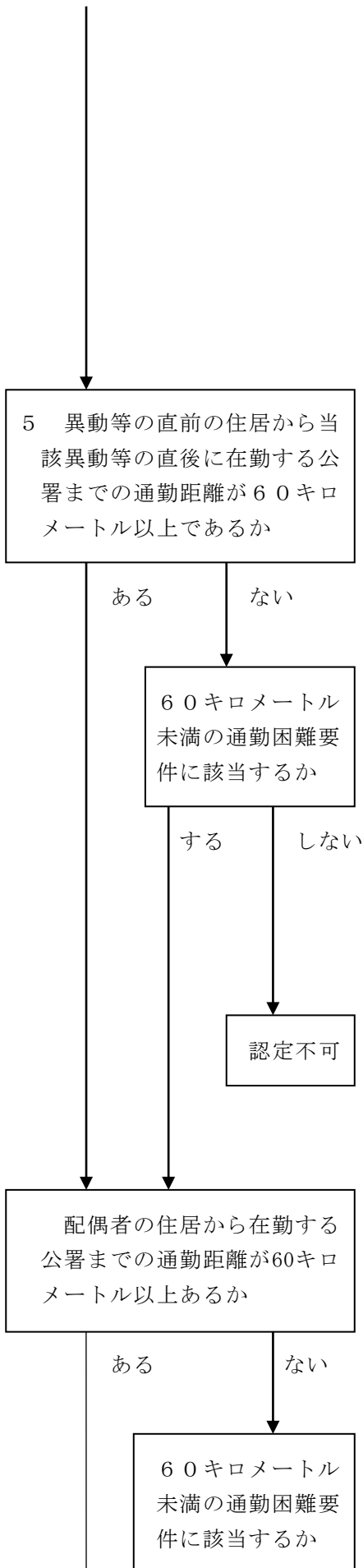
「前各号に掲げる事情に類する事情」とは

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする別居の親族（職員又は配偶者の父母を除く。）を介護すること。ただし配偶者が主として介護する場合に限る。
- (2) 配偶者が保育所、認定こども園に在所している満三歳以上の同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子（学校等に在学している子を除く。）を養育すること。
- (4) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。
- (5) 配偶者が学校等に在学していること。
- (6) 配偶者が職員又は配偶者所有の住宅（旧勤務地の通勤圏内に所在するもの又は旧勤務地在勤中に居住した住宅で通勤圏内に所在しないものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。（通勤圏内＝次頁5（2）の方法により算定した通勤距離が60キロメートル未満。）
- (7) 職員または配偶者が直近の公署を異にする異動等の前日までに住宅（異動等の直前の在勤公署の通勤圏内に所在する住宅に限る）の購入契約・新築請負契約をした場合に配偶者が当該住宅の管理等を行うために異動等の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う

者がいる場合を除く。  
 (8) その他配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情。

**確認書類**

医師の診断書、在学証明書、就業証明書、登記簿謄本、契約書等（義務教育の学校に在学する子の場合等事実関係が明らかな場合は証明書の添付省略可）



**5 通勤困難**

転居、別居の直接の原因となった公署を異にする異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められることが必要である。また、配偶者の住居から在勤する公署までの通勤も困難であることが必要。

(1) 人事委員会で定める通勤困難の基準

- ア 人事委員会の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること
- イ 60キロメートル未満の場合で通勤困難と認められるもの 規則 § 3

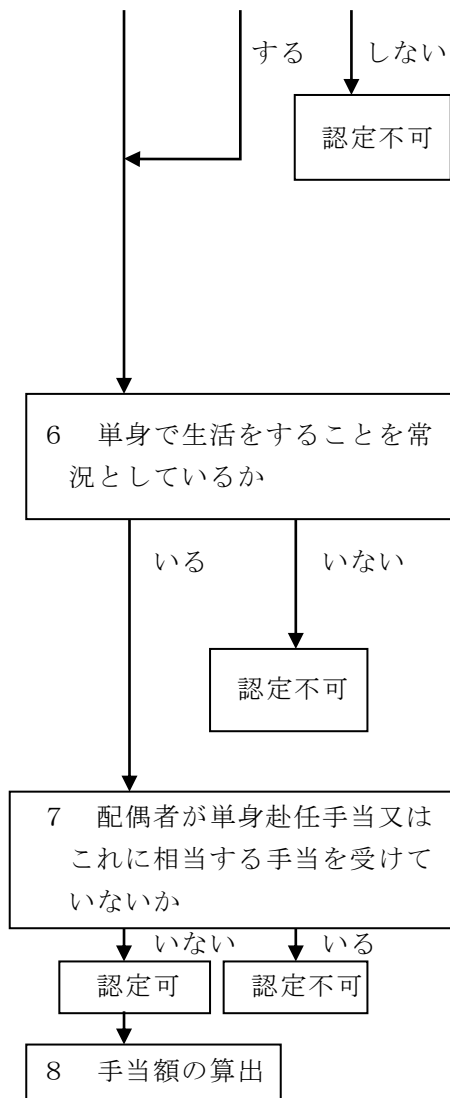
(2) 通勤距離の算定

最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（交通の用具、航空機を除く。）により通勤するものとした場合の経路について、次の交通方法の区分に応じた距離を合算する。

- ア 徒歩 国土交通省国土地理院発行の地形図等（縮尺5万分の1以上）を用いて測定した距離
- イ 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離
- ウ 船舶 海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）第2条第1項第3号の事業計画に記載されている距離
- エ 一般乗合旅客自動車その他の交通機関（イウを除く。） 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第1項の事業計画に記載されている距離その他これに準ずるものに記載されている距離 運用. 規則 § 3関係. 1

(3) 通勤距離が60キロメートル未満の通勤困難要件

- ア 通勤に利用しうる時間帯における交通機関の運行回数が極端に少なく、当該交通機関の利用が著しく困難な場合



イ 通勤するものとした場合の通勤時間が片道概ね1時間程度以上である場合

ウ 早朝、深夜の勤務等により交通機関の利用が困難な場合

エ 積雪等により、特定の季節の通勤が困難になる場合

オ その他上記に類する事情がある場合

運用. 規則 §3関係.2

” ” §8 ”.3

権衡職員 5 (P 7) 参照

## 6 単身生活を常況

職員が赴任先で単身で生活することを常況とすることが必要。

単身とは「ひとりで」の意であり、他に生活を共にする同居人がいないことを意味する。

「常況とする」とは、単身生活が一定期間継続していることをいい、少なくとも1月以上は単身生活が続いていることが必要である。

権衡職員 6 (P 7) 参照

## 7 配偶者の単身赴任手当等受給の有無

職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体等からこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

規則 §6

## 8 手当額の算出

(1) 職員の住居と配偶者の住居との交通距離が

100キロメートル未満の場合

30,000円

(2) 職員の住居と配偶者の住居との交通距離が

100キロメートル以上の場合

30,000円に次の交通距離の区分に応じた額を加算する。規則 §4

100キロメートル以上	300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上	500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上	700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上	900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上	1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上	1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上	1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上	2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上	2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上		70,000円

## 権衡職員

### 1 人事交流等職員

人事交流等により国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者。

規則 § 5. 1

### 2 公益的法人等派遣から復帰等をした職員

公益的法人等派遣職員から職務に復帰した者又は退職派遣者（特定法人の業務に従事するため任命権者の要請に応じて退職した者）から職員として採用された者

規則 § 5. 2. (1)

### 3 高校生以下の子と別居した職員

配偶者のない職員で異動に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（以下「高校生以下の子」という。）と別居することとなった職員で、単身の要件及び距離制限を満たす職員。

「やむを得ない事情」

(1) その子が学校等に在学すること。

(2) その他その子が職員と同居できない (1) に類する事情

規則 § 5. 2. (3)

運用 規則 § 5 関係. 3

” ” § 8 ” . 3

### 4 一時帯同赴任後別居した職員

異動等に伴い、住居を移転した後、3 年を経過する日までの間に、下記の特別の事情により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員。

規則 § 5. 2. (4)

(1) 配偶者のある学校職員に係る特別の事情 ※下線部の説明は単赴 8 ページに記載

ア 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地の通勤圏内に所在する住宅又は旧勤務地在勤中に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しない住宅（以下、「旧勤務地住宅」という）に転居すること。

イ 配偶者が学校等に転入学若しくは在学する子又は保育所等に転入所若しくは在所する子を養育するため、転居（所在する地域を異にする三以上の公署に勤務したことにより二回以上住居を移転した職員（以下「転々異動職員」という。）以外の職員にあっては旧勤務地住宅への転居に限る。）すること

ウ かつて治療等を受けたことのある医療機関等において再度治療等を受ける子（学校等に転入学するため旧勤務地住宅に転居する子及び保育所等に転入所するために旧勤務地住宅に転居する子を除く。）を養育するため、配偶者が旧勤務地住宅に転居すること。

エ 子が異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、転居後の住居に引き続き居住した場合には適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

オ 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。



カ 配偶者がかつて治療等を受けたことのある医療機関等において再度治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。

キ 配偶者が異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、転居後の住居に引き続き居住した場合には適切な治療等を受けることができないと認められるときに、治療等を受けるため、転居すること。

ク 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。

ケ 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅（住居の移転を伴う異動等の日の前日以前から所有する住宅で旧勤務地住宅に限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

コ 配偶者が職員又は配偶者の所有する住宅（転々異動職員又は配偶者が異動等の日以後に所有することとなった住宅であってかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在するものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

サ その他配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情。

運用 規則 §5関係.4

〃 〃 §8 〃 .3

(2) 配偶者のない学校職員に係る特別の事情

ア 高校生以下の子が学校等に入学・転学するため、又は保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居すること。

イ その他高校生以下の子が同居できないと認められるアに類する事情。

運用 規則 §5関係.5

〃 〃 §8 〃 .3

5 職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる職員（距離制限適用除外職員）

任命権者が職員の居住地域を制限している場合において、当該制限の適用を受け住居を移転した職員で、距離制限以外の要件を満たす職員。

規則 §5.2. (2)

運用 規則 §5関係.2

ア 教育委員会事務局の所属長 「所属長の居住地について」(S41.7.25教総791) 第2

イ 県立学校の校長 「県立学校の校長の居住地について」(H19.3.30教職第510)

6 赴任先で義務教育終了前の子のみと同居している職員

満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする学校職員で、単身以外の要件を満たす者。

一時帯同赴任後、当該移動等の日から3年以内に配偶者等と別居し、義務教育終了前の子と同居する場合も、その他の要件を満たせば支給される。

規則 §5.2. (5)

〃 §5.2. (6)

※旧勤務地の通勤圏内に所在するもの又は旧勤務地在勤中に居住した住宅で通勤圏内に所在しないもの（規則第2条関係第2項第6号）及び旧勤務地住宅（規則第5条関係第4項）の説明

→下表参照

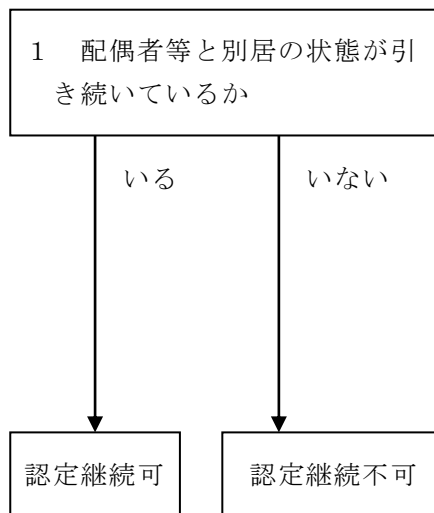
旧勤務地での居住状況	旧勤務地の通勤圏内	旧勤務地の通勤圏外
居住していた	○	○
居住していなかった	○	×

注) ・通勤圏内：最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（交通の用具、航空機を除く）により算定した距離が60キロメートル未満。

・旧勤務地には、人事交流等により引き続き給料表の適用受けることになった国家公務員等の在職期間中の勤務箇所、公益的法人派遣期間中の勤務箇所及び退職派遣期間中の勤務箇所を含む。

## 第2 単身赴任の実情に変化があった場合

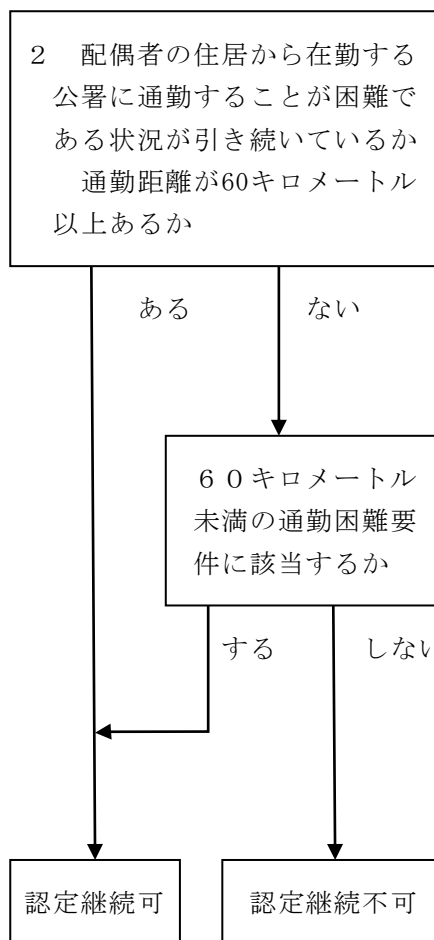
単身赴任職員として認定している者について、単身赴任の実情に変化があった場合は、要件を満たしているか確認が必要となる。



### 1 配偶者等との別居の状態が引き続いているか

別居している配偶者等を欠くこととなる場合は単身赴任の要件を欠くことになる。（運用規則5条関係6（3）に例外あり）

- (1) 配偶者等が死亡した場合  
確認書類 死亡診断書等
- (2) 配偶者と離婚の場合  
確認書類 戸籍抄本等
- (3) 高校生以下の子が満18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合  
 届の提出



### 2 通勤困難な状況が引き続いているか

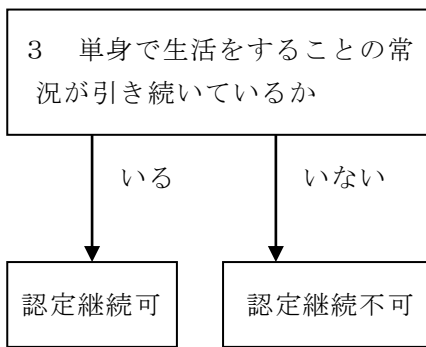
「当初通勤困難」である職員がその後「現在通勤困難」でなくなった場合には、単身赴任の支給要件を欠くことになる。

- (1) 単身赴任後更に異動等があった場合  
 配偶者の住居から異動後の公署まで通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められれば引き続き手当の支給可能。  
 職員が異動等に伴い住居を変更する場合、職員と配偶者との間の交通距離が変わり、手当額が改定されることがある。  
確認書類 職員の住民票（住居変更のある場合）
- (2) 別居後に配偶者等が転居した場合

※配偶者等が転居する場合は、転居先が県外、県内を問わず、必ず事前に教職員課に協議すること。

この場合も、職員と配偶者との交通距離が変わり手当額が改定されることがある。

確認書類 配偶者等の住民票



### 3 単身で生活することを引き続き常況としているか

単身赴任先で父母や子と同居することになった時点で単身赴任の要件を欠くことになる。

同居している義務教育終了前の子がその後「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」でなくなれば、その時点で要件を欠く。

一時期配偶者以外の同居者がいたがその後単身となった場合は単身の要件を満たした時点から手当が支給される。

### 第3 質疑応答

#### 1 単身赴任手当の支給の原因となる転居の範囲

問 出張命令や研修命令に伴い転居し、配偶者と別居した職員に対して単身赴任手当を支給することができるか。

答 給与条例14条第1項及び第3項に規定する転居は、勤務公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴う転居に限られる。したがって、一時的な出張や研修に伴う転居及び本来職員の同意を前提に行われる採用、派遣による転居は含まれない。

#### 2 やむを得ない事情の判断の時点

問 規則第2条に定める「やむを得ない事情」に該当し、配偶者と別居し、単身赴任手当の支給を受けている職員は、その別居の事由であるやむを得ない事情が消滅した時点で支給要件を欠くこととなると解してよいか。例えば、別居後に子が卒業したこと等によりやむを得ない事情がなくなったと認められる場合等はどうか。

答 やむを得ない事情の有無は、職員の転居により別居する時点で判断することとなる。したがって、別居後子が卒業してもそのまま別居を続ければ引き続いて単身赴任手当を支給することとなる。

#### 3 やむを得ない事情が複数ある場合

問 別居についてやむを得ない事情がいくつもある場合はどう取り扱えばよいか。

答 単身赴任となった理由のうちの一つが規則第2条第1項から第5項までのいずれかに該当すれば単身赴任手当を支給することができる。

#### 4 単身赴任手当の支給要件喪失による取消の手続き

問 単身赴任届に取消の要件を記入する欄がないが、具体的にどのような手続きをとればよいか。

答 異動又は転居により支給要件を喪失した場合は、単身赴任届の届出の理由欄の「2異動」又は「3転居」に従い現在の居住状況を確認する。それ以外の理由については「4その他」に支給要件の喪失理由を記入し（喪失理由は、「配偶者と同居」「配偶者が死亡」「配偶者と離婚」「同居の子が年齢制限を越えた」等詳しく記載する）、「上記事実の発生日月日」欄に事実の生じた日を記入する。

なお、支給要件を欠くに至った事由の生じた日が特定できる書類を添付すること。

#### 5 通勤距離60キロメートル未満である場合の通勤時間の算定方法

問 運用（規則第3条関係第2項第2号）に定める「通勤するものとした場合の通勤時間」はどのように算定するのか。

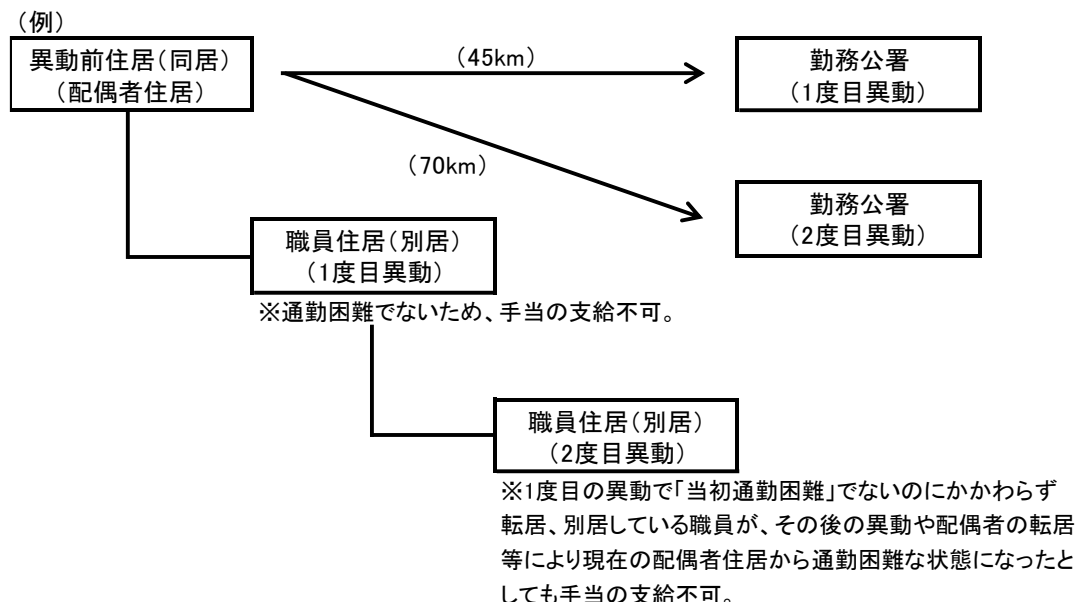
答 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法で通勤時間を算定するが、通勤距離の算定とは異なり交通の用具（自動車等）を使用して算定することができる。さらに、有料道路や最短経路以外の時間短縮効果がある経路が利用可能な場合（「有料道路等の利用に係る通勤手当の認定について（通知）」及び「有料道路等利用者通勤手当認定要領」による通勤手当認定が可能な場合を指す）は、これらの経路により通勤時間を算定する。

なお、通勤距離が60キロメートル未満で、高速道路を利用しても通勤時間が片道1時間を超える場合は、個別に教職員課へ照会すること。

6 職員に更に異動があり、距離要件を満たすようになった場合

問 当初の別居時に距離要件を満たさず、単身赴任手当を支給されていなかった職員に更に異動があり、転居したことにより距離要件を満たすようになった場合、手当の支給対象となるか。

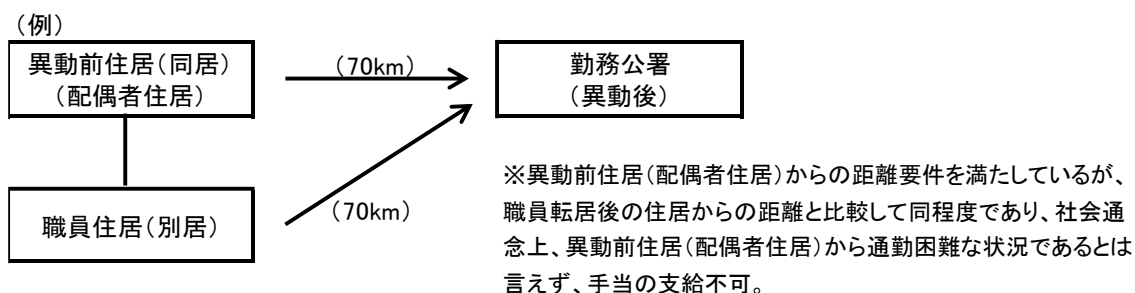
答 当初の別居時点で距離要件を満たさない職員は、その後更に異動があり距離要件を満たすこととなった場合であっても、当該別居は異動に伴うものとは認められないため単身赴任手当を支給することはできない。



7 転居後の本人住居⇔勤務公署と配偶者住居⇔勤務公署の距離が同程度の場合

問 異動に伴う転居により別居を開始したが、転居後の本人住居⇔勤務公署と配偶者住居⇔勤務公署の距離を比較したところ同程度であった。手当の支給対象となるか。

答 配偶者住居から勤務公署までの距離が60km以上あり、距離の要件を満たしていたとしても、転居後の本人住居⇔勤務公署と配偶者住居⇔勤務公署の距離が同程度であるという事実は、配偶者住居から通勤困難な状況であるとは言い難く、配偶者との別居は自己都合と言わざるを得ないため、単身赴任手当を支給することはできない。



## 再任用職員に対する単身赴任手当の支給

### 1 改正概要

単身赴任手当の支給に関する規則の改正概要は以下のとおり。

以下の再任用職員に対して、新たに単身赴任手当を支給する。

- 定年退職前の異動等（公署を異にする異動又は在勤する公署の移転）に伴って、新規要件\*を満たすこととなり、再任用後も引き続き継続要件\*を満たしている再任用職員
- 再任用後の異動等（公署を異にする異動又は在勤する公署の移転）に伴って、新規要件\*を満たすこととなる再任用職員
- 再任用（定年退職日の翌日に再任用された場合に限る）に伴って、新規要件\*を満たすこととなる再任用職員

※単身赴任手当の支給要件

新規要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住居を移転し、</li> <li>② やむを得ない事情により、</li> <li>③ 同居していた配偶者と別居し、</li> <li>④ 移転前の住居から新公署に通勤することが困難となった職員のうち、</li> </ul>
継続要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 単身で生活することを常況とし、</li> <li>⑥ 現在も配偶者の住居から通勤することが困難である職員</li> </ul>

なお、具体的な事例については、別紙参考。

### 2 改正日

平成27年4月1日

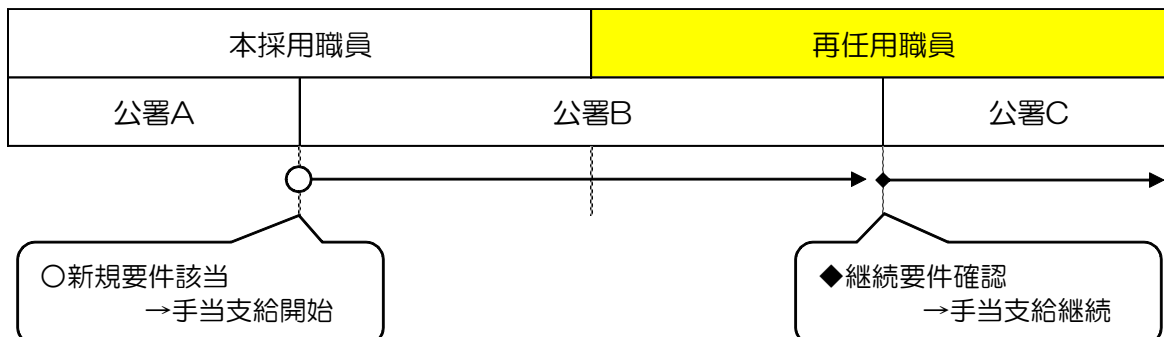
### 3 支給手続き

新規に単身赴任手当の支給要件に該当することとなる再任用職員については、単身赴任届の提出及び認定手続きが必要となる。

なお、各種様式及び各種システムの操作については、すべて本採用職員の場合と同様。

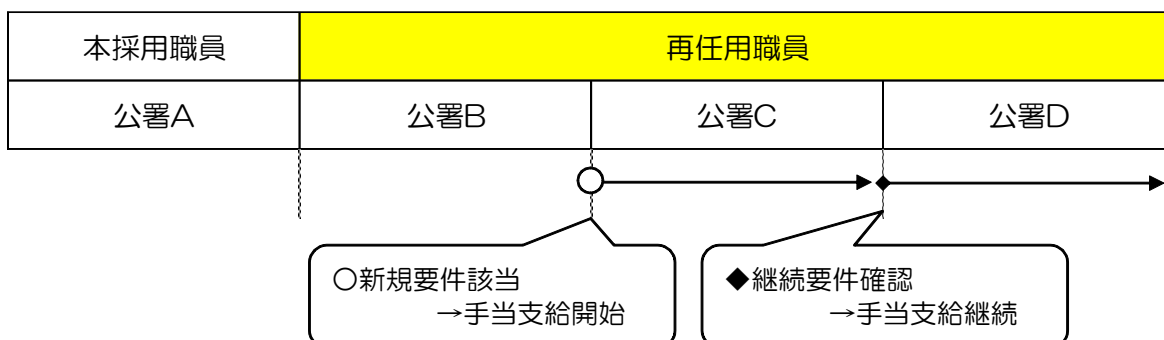
## パターン1

定年退職前（本採用職員時）の異動等に伴って新規要件を満たすこととなれば、手当の支給が開始される。（その後の異動等でも、引き続き継続要件を満たすことで、継続して手当が支給される。）



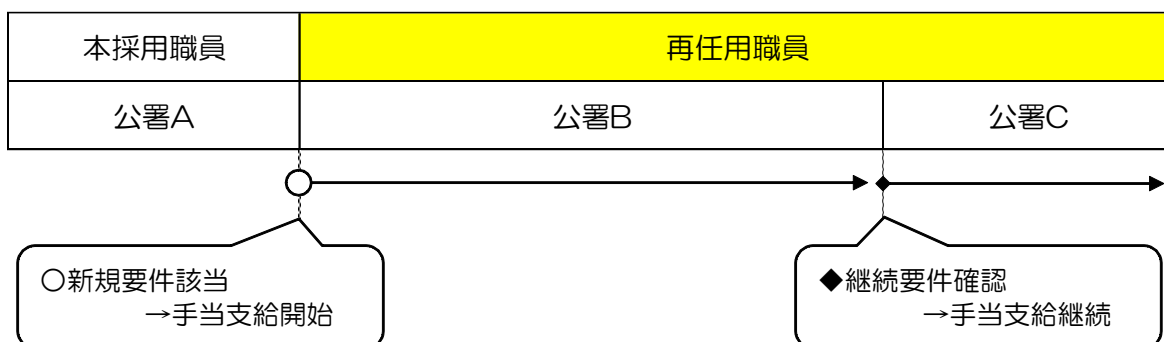
## パターン2

再任用後の異動等に伴って新規要件を満たすこととなれば、手当の支給が開始される（その後の異動等でも、引き続き継続要件を満たすことで、継続して手当が支給される。）



## パターン3

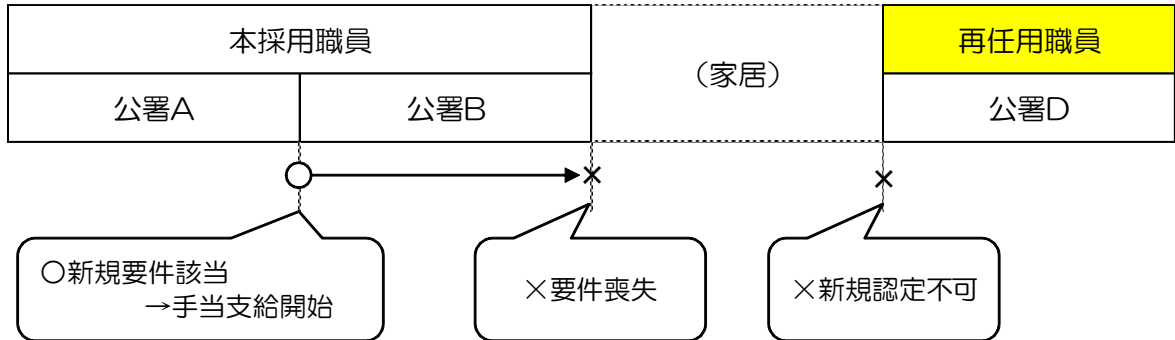
再任用（定年退職日の翌日の再任用）に伴って新規要件を満たすこととなれば、手当の支給が開始される。（その後の異動等でも、引き続き継続要件を満たすことで、継続して手当が支給される。）





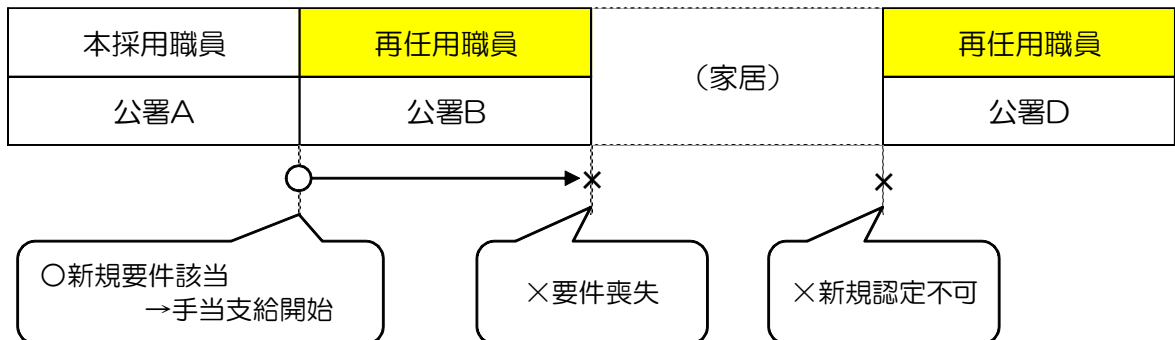
#### パターン4

定年退職前（本採用職員時）の異動等に伴って新規要件を満たすこととなったが、定年退職後、期間を空けて再任用された場合には、当該再任用に伴って新規要件をみたすこととなっても手当の支給は開始されない。



#### パターン5

再任用（定年退職日の翌日の再任用）に伴って新規要件を満たすこととなったが、一旦退職し、期間を空けて再度の再任用をされた場合には、当該再度の再任用に伴って新規要件をみたすこととなっても手当の支給は開始されない。



#### パターン6

定年退職後、期間を空けて再任用され、その後の異動等に伴って新規要件を満たすこととなれば、手当の支給が開始される。（その後の異動等でも、引き続き継続要件を満たすことで、継続して手当が支給される。）

